



甚目寺庁舎に
手話通訳者を配置しています
火曜日 午前9時～正午、午後1時～4時
木曜日 午前9時～正午
※上記以外の曜日、または甚目寺
庁舎以外でのご利用につきましては、
お問い合わせください。
問合先 社会福祉課
☎444・3135 FAX443・3555

✉shogai@city.ama.lg.jp



子育て応援！
ファミリー・サポート・センター
依頼会員を募集します！

子育てのお手伝い(お子さんの送迎・一時預かり)をしてほしい方、地域の方にお願ひしてみませんか？

登録説明会

日時 8月23日(月)

午前10時～11時45分

場所 美和公民館

対象 生後6か月から小学校6年生

までのお子さんがあるあま市、または大治町内在住、または在勤の方は妊婦さん、または生後6か月未満のお子さんをお持ちの方も仮登録可能。事務局へお問い合わせください。

※登録説明会への参加が必要です。都合がつかない場合は事務局へお電話ください。

定員 10人

申込 説明会の3日前までに電話、またはメールでお申し込みください。

※説明会の無料託児有り。(4か月から未就学児まで、要予約、定員有り)託児をご希望の場合は開催日1週間前までに申し込みが必要です。

メール申込 件名「説明会申込み」、本文に「氏名、電話番号、参加日、託児の有無(有は名前、月齢・年齢)」を記入して送信してください。

問合先 あま市・大治町広域ファミリー・サポート・センター事務局(甚目寺庁舎子育て支援課内)

☎462・0150

FAX462・0160



✉ama-harufamisapo@clovernet.ne.jp

甚目寺東・甚目寺西小学校放課後子ども教室の申込みについて

10月より放課後子ども教室を新設します。

実施日・時間 10月から令和4年2月までの月曜日のうち、年10回程度(午後3時～5時)

対象 甚目寺東小学校、または甚目寺西小学校に在籍する児童(通年放課後児童クラブ登録者を除く)

内容 保護者や地域の方等の参画を得て、放課後に工作やレクリエーション等のプログラムを行います。異学年間の交流、地域の方との触れ合い、体験活動等を行います。

定員 各校50人
参加費 年額2,000円(傷害保険料や活動での教材費分)

児童の帰宅方法 徒歩か自転車による保護者、またはそれに代わる大人のお迎えが必要です。

受付場所 子育て支援課(甚目寺庁舎)

受付期間 7月26日(月)～8月20日(金)
(午前8時30分から午後5時15分まで。土・日曜を除く)

登録説明会 8月22日(日)午前9時～

甚目寺公民館 視聴覚室

※出席は任意です。

問合先 子育て支援課

☎444・3173
FAX443・3555



ひとり親家庭に対する手当のご案内

児童扶養手当

次の要件に当てはまる18歳以下（18歳到達年度の3月31日まで）の児童（一定の障がいがあるときは20歳未満）を監護している父または母、もしくは養育している方に支給されます。

なお、受給から5年を経過した方で未就労などの場合に、支給額が2分の1に減額されることがあります。
支給要件

- ① 父母が婚姻を解消した児童
- ② 父または母が死亡した児童
- ③ 父または母が重度の障がいにある児童
- ④ 父または母から引き続き1年以上遺棄されている児童
- ⑤ 父または母が引き続き1年以上拘禁されている児童
- ⑥ 父または母が裁判所からのDV保護命令を受けた児童
- ⑦ 婚姻しないで生まれた児童
- ⑧ 父または母の生死が不明である児童

非該当要件

公的年金を受給している場合や児童が児童入所施設等に入所している場合等、支給要件に当てはまる方で

も、支給対象とならないことがあります。

手当月額（児童1人の場合）

4万3,160円～1万1,800円
※2人目の児童に対しては1万1,900円～5,100円が加算、3人目以降の児童に対しては1人につき6,110円～3,060円が加算されます。（受給者の所得により決定します。）

遺児手当（愛知県・あま市）

次の要件に当てはまる18歳以下（18歳到達年度の3月31日まで）の児童を監護、養育している方に支給されます。

支給要件

- ① 児童扶養手当の支給要件①～⑦に同じ
 - ② 父または母が1年以上行方不明である児童
- 非該当要件**
児童扶養手当の非該当要件に同じ

手当月額（児童1名あたり）

愛知県遺児手当 4,350円（支給期間は5年間、3年経過後は半額）
あま市遺児手当 2,000円（支給期間は5年間）

※児童扶養手当、遺児手当ともに所得制限があります。受給者及び扶

養義務者の所得により、支給停止となる場合があります。

問合せ先 子育て支援課
☎444・3173

FAX 443・3555

現況届の提出時期がきました

児童扶養手当・遺児手当（愛知県・あま市）を受給している方は、毎年8月に「現況届」を提出する必要がありますので、子育て支援課からの案内通知（7月末頃発送予定です）に必要な書類を添えて提出してください。

この届出の提出がない場合、引き続き手当を受けることができなくなりますので、期間内に必ず手続きをしてください。

提出先

子育て支援（甚目寺庁舎）、七宝美和市民サービスセンター

※お住まいの地区に提出してください。

提出期間

8月2日（月）～31日（火）（土・日・祝日を除く）

※必要書類は、子育て支援課からの案内通知でご確認ください。

問合せ先 子育て支援課

☎444・3173

FAX 443・3555

寄附

寄附のお礼

うしだ なみこ様
やまぐち とおる様

市内全小学校十二校へ絵本

「ご厚意ありがとうございました。」

問合せ先 総務課

☎444・1711

FAX 441・8330

